

会議の名称	平成27年度第8回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成28年3月28日(月)午後6時40分～7時50分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第3会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 嶋田節男委員・杉本みさ子委員・田村初恵会長職務代理・ 羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 當間総務部長・清水総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子会長・北野雄二委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 総務部長挨拶 (2) 諮問書授受 (3) 諮問審議 ・平成27年度諮問第19号 「畜犬登録台帳の住民基本台帳との照合業務」 (健康増進課) ・平成27年度諮問第20号 「高齢者肺炎球菌予防接種印刷封入封緘業務委託」 (健康増進課) (4) 報告 ・「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」をはじめとした臨時福祉給付金等関係事業の実施 (5) その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 皆さんこんばんは。本日は個人情報保護運営審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年度で8回目の開催となりますが、私が総務部長になってから開催回数が一番多いと記憶しております。当市では、更に民間活力の導入を目指し、様々な業務分野で委託を進めておりますので、開催回数が増えていると感じております。 簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。			
(2) 諮問書授受 総務部長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。			

(3) 諮問審議

○ 「畜犬登録台帳の住民基本台帳との照合業務」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び健康増進課の回答

- 住民基本台帳との照合作業は、何日ほどで終わる予定なのか。
 - 本日付で犬の所有者が住所不明となっている件数が499件なので、こちらは早急に照合作業を行う。残りの約7,000弱の件数については時間をかけて照合作業を進めるので、正確な日程は決まっていない。
- 照合作業中に個人情報書類が紛失することもあるので、業務の繁閑を考え、あまり時間をかけず且つ計画的に作業してもらいたい。
 - 承知した。
- 照合作業は職員のみで行うとのことだが、なぜコンピュータで自動的に照合作業できないのか不思議である。本業務は住民基本台帳（以下「住基」という。）と畜犬登録台帳との照合だが、住基法では本業務への住基情報の目的内利用を認めていないのか。
 - （情報公開係長）本業務における住基情報の利用について、住基法ではっきりと示されている訳ではない。しかし、以前に国と東京都に照会したところ、「法律若しくは全国一律に行われている事業の実施要項等に『住基を用いて個人情報を確認してよい』旨の記載があれば、住基法の目的内として個人情報を利用していいが、それ以外では目的外利用になる。」と回答を得ている。
- 本事業だけではなく、住基で対象者を確認する事業は今後多々出てくると思う。対象者が数十件ならいいが、多い場合はコンピュータが自動で照合してくれるアプリケーションを使用した方がいいと思う。
 - （情報公開係長）対象者が多い国民健康保険、税、福祉等の所管では、既に業務用コンピュータシステムに住基情報を取り込んでおり、住基上で市民の異動があったときは、業務用システムに異動情報が反映されるようになっている。これらは住基情報の目的外利用になるが、本人同意を得たり、個人情報保護運営審議会に諮問し可の答申を得たことで利用可能となっている。
なぜ畜犬登録台帳システムが住基連携していないのか過去の経緯はわからないが、当初は犬の頭数がそれほど多くなかったので住基連携がなされなかったのではないかと考える。
 - 住基連携する蓄犬管理システムを導入している自治体もあるが、価格が高く保守作業も必要になってくるという理由のため導入を見送った。
- 業務用システムの価格は、事業者が開発費を回収できたときに下がるものである。照合作業は職員の負担が大きいため、導入を検討された方がいいのではないか。本日の諮問で「可」の決定をした後に住基連携システムを導入した場合、再度諮問は必要になるのか。
 - （情報公開係長）住基情報の目的外利用という点では再諮問は不要である。ただし、住基連携システムを導入するとシステムの保守管理業務委託が発生するので、委託案件として諮問をする必要がある。
- 現在、日本で狂犬病は発生しているのか。
 - 昭和56年から見つかってはいないが、世界的にみると年間何万人も亡くなっている。WHO（世界保健機関）は、予防接種を受けている犬が7割に達してい

れば、狂犬病ウイルスを持った犬が日本に上陸してきても、犬から犬への感染は防げるとしているので、各自治体は7割接種に向けて取り組んでいる。

- 東村山市では7割に達していないのか。
- 畜犬登録台帳に登録している犬の接種率は70%であるが、登録されていない頭数がどのくらいなのかわからないので、実際の接種率はもう少し下がると考えられる。
- 狂犬病の予防接種を呼びかける記事を毎年市報に掲載しているのか。
- のせている。
- それでも接種率が上がらないのはなぜか。
- たとえば犬を飼っている世帯が市内で転居した場合に、市民課で転居届を提出すれば、健康増進課には何も知らせなくても自動的に転居情報がいくと認識している市民の方が多い。実際は住基連携していないため、その方に予防接種の通知を出しても「宛先にいない」と戻ってきてしまい、予防接種についてお知らせできないことも要因の一つかと思う。

○ 「高齢者肺炎球菌予防接種印刷封入封緘業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び健康増進課の回答

- 高齢者肺炎球菌予防接種（以下「予防接種」という。）は、65歳以上の方が1回だけ受ける事業であるという理解でよいか。
- 予防接種事業は、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になられる方で、肺炎球菌の予防接種を受けてない方に国から補助が出る。また、一般的に予防接種は5年に1回受けた方がいいと言われているが、受診時期は医師と相談していただく。
- 補助が出たとしても、自己負担額は4,000円なのか。もし全額本人負担だといくら位になるのか。
- 自己負担額はその通りである。全額だと各医療機関で異なるが、およそ8,000円である。
- 自己負担額が4,000円であることを「説明文」に追記した方が良いと思う。
- 本業務の流れは、予防接種を受けた方をチェックし、受けていない方をデータに抽出していくのか。またその作業は市職員が行うのか。
- その通り。
- 諮問書13ページ【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票（定期）[市提出用]】で受診の有無を確認し、受診していない方だけに予診票等を送付するという理解でよいか。
- その通り。国は補助金を交付する期間を5年と考えているが、5年後どのような制度になるのかの方針はまだ示していない。引続き同じ形で実施する可能性もあるので、受診の有無がわかるデータは残しておく。
- 予防接種は本当に必要とする年齢のときにうけるのが良いと思うが、対象年齢が65歳からだと対象者が多いので業務量が増加する。予防接種費用補助の開始年齢を70歳にすれば業務量を抑えられるが、法律で予防接種開始年齢が65歳からと決まっているのか。市の裁量で開始年齢を変更できないのか。また、参考までに65歳の肺炎発症率はどのくらいか。
- 予防接種法に、予防接種開始年齢を65歳からと定められている。これは厚生労働省と財務省で様々な文献を基に協議した結果、65歳から予防接種を行う

ことになったと聞いている。65歳を超えると肺炎での死亡率が上昇することも一因と考えられる。

- 【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票（定期）〔市提出用〕】は、市でどのように保管するのか。
- 施錠された部屋に月毎に分けて5年保存する。電子データである健康カルテについては、半永久的に保管することになると考えている。
- 「USBメモリを市の窓口で受け取った事業者は、寄り道をせずに会社へ戻ること。」という趣旨を契約書で定めているのか。
- （情報公関係）「個人情報の取扱いに関する特約条項」にその旨を規定しているわけではないが、当然の運用として、個人情報が入った記録媒体を受け取ったときは会社に直帰するようお願いしている。
- これまでに市が委託したことのある事業者であれば、個人情報の管理体制もある程度把握できるが、初めて委託する事業者の場合は管理体制が見えないので注意が必要である。契約先を所管任せにしないで、全庁的に把握した方が良く考える。
- 所管で契約を締結するときは「個人情報の取扱いに関する特約条項」や「情報セキュリティの合意書」を取り交わすよう情報公関係から周知している。その中で、事業者と記録媒体で個人情報のやり取りするときは、受け渡し方法を具体的に決めるようお願いしている。
- 諮問書2ページに【契約終了後の個人情報の返還、廃棄方法】とあるが、どのようなケースを想定しているのか。
- 印刷ミスした宛名ラベルが出る場合を想定している。それを受託者の個人情報保護規程に基づいて廃棄させるか、もしくは市にすべて返却させる形をとる。
- 受託者に廃棄させるのであれば、廃棄したときに市に廃棄の完了報告を提出してもらいたい。
- 「この事業者は印刷ミスが多い。」「ここは個人情報の取扱いがしっかりしている。」等の事業者分析をしてもいいと思う。各所管で分析するのは負担がかかるので、全庁的に把握してもいいと思う。
- 諮問書16ページから19ページ【別紙2・別紙3】だが、用紙をA4サイズの2枚に分けるのではなく、A3用紙で一枚にした方がいいと思う。A4サイズにした理由を教えてもらいたい。また、これだけ文字数が多いと高齢者が見づらと思うので、読んでもらえるようレイアウトを工夫してもらいたい。
- A4サイズで2枚に分けた理由は、A4サイズの方が市として取扱いしやすいからである。仕様書に別紙2及び別紙3の用紙サイズについて規定しているが、受託者が了承すればA3サイズに変更できると考える。内容については、高齢の方でもよりわかりやすくなるように内容を再度検討する。
- 別紙2と別紙3は白黒で印刷するのか。
- その通り。
- 可能であればカラー印刷でお願いしたいが、予算の問題もあるかと思う。ちなみに、予防接種の補助があることを社会福祉センター等の高齢者が集まる施設などで説明するのか。
- 説明の場は設けていないが、市内各町の保健推進委員に「予防接種事業を行っているので、お知り合いの方がいたらご紹介してください」とお願いしている。
- 説明する場を設ければ高齢者の接種率も向上する。肺炎にかかる方も減少し医療費を抑えられると思う。
- この予防接種事業についてはテレビCMと全国紙に広告が出されている。
- 26年度だと、市内の本接種事業の対象者の約40%の方が接種している。た

だ個人的に全額自費で予防接種を受けている方については市では把握できないので、もう少し多くの方が受けていると推測できる。

- 頻繁に外出する高齢者であればいいが、一人暮らしの高齢者は孤立してしまう。そうすると予防接種事業を知らない方も出てくると思うので、口伝でもよいので、機会を捉えて周知した方がいいと思う。

(4) 報告

○ 「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」をはじめとした臨時福祉給付金等関係事業の実施

(情報公開係長)

「臨時福祉給付金」は、平成26、27年度に全国一律で実施した現金給付事業である。65歳以上の住民税非課税の方に1万円を支給し、老齢基礎年金や障害・遺族年金、障害者手当等の受給者には5千円を加算するという内容である。この臨時福祉給付金が28年度も実施されることになり、さらに関連事業として「高齢者向け給付金、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」という新たな給付金も実施される。これらの支給決定にあたり、これまで臨時福祉給付金事業において収集・利用してきた個人情報を引き続き利用する必要があるのご報告する。

まず、臨時福祉給付金事業の開始にあたり25、26年度に本審議会に複数の諮問をしている。ひとつは、給付金や加算の支給要件に当てはまるかの確認のために、市役所内部や厚生労働省、他自治体との間で、手当や年金の受給者情報、施設入所者の情報をやり取りするという事。

次に、給付金の受付や支給決定、決定通知書の印刷などを行うコンピュータシステムを導入し、申請書や支給決定通知書の印刷・封入を㈱日立システムズに委託するという事。

さらに、コールセンター業務と申請受付、申請書類の入力、決定書類作成などの業務をアデコ㈱に委託するという事。いずれも可の答申をいただいて、事業を実施した。

28年度の臨時福祉給付金及び関連給付金事業においても、先に諮問した案件と同じ利用目的で、他自治体等との個人情報のやり取りと業務委託を行う予定である。取扱う個人情報の種類、利用目的がほぼ共通しており、実施所管（臨時福祉給付金事業等実施本部）も同じであることから再度諮問ではなく報告とさせていただいた。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。